

ID: 151

担当部署: 保健福祉課

処分の概要	寝たきり・認知症老人介護者手当の支給決定		
例 規 名 根 拠 条 項	聖籠町介護事業実施規則 第26条		
例 規 番 号	平成12年 規則第17号		
<p>【根拠条文】 (支給の決定) 第二十六条 町長は、前条に定める申請書を受理したときは内容を審査し、その結果を聖籠町寝たきり・認知症老人介護者手当支給決定通知書(別記様式第五号)により、申請者に通知するものとする。</p> <p>【基準】 第23条及び第24条の規定による。 (目的) 第二十三条 条例第十八条第一項第四号に規定する寝たきり・認知症老人介護者手当支給事業は、要介護者と同居している家族に、介護に伴う費用の助成として介護者手当を支給し、経済的負担を軽減することを目的とする。</p> <p>(事業対象者) 第二十四条 事業の対象者は、聖籠町に住所を有する者で、介護保険の要介護認定で要介護度三以上の認定を受けた要介護者と同居している者とする。</p>			
標準処理期間	2日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日